



特 231

276

自昭和十年十月廿八日  
至同十一月二日ヲ才放送

教育勅語 謹解

川村理助 謹述

始





特231  
276



朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト  
 深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥  
 ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ  
 此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ  
 恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ  
 啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重  
 シ國法ニ遵ヒ且緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇  
 運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ  
 ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
 斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守





スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕  
爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

放<sup>ラ</sup>送<sup>チ</sup>「教育ニ關スル勅語」謹解

第一講 (昭和十年十月二十八日)

一、勅語捧讀

先づ最初に「明治天皇ノ下シ賜ヘル教育ニ關スル勅語」の本文を捧讀致します。

(勅語本文略す。)

二、勅語通解

唯今捧讀いたしました勅語は、詳しく申せば「明治天皇ノ下シ賜ヘル教育ニ關スル勅語」と申上げるのが正しい呼び方かと思ひますが、講話



中は便宜上、教育ニ關スル勅語、若しくは略して「教育勅語」、或は單に「勅語」と申上げる場合が多からうかと思ひますから、豫め御承知を願つて置きます。

謹んで案ずるに「教育ニ關スル勅語」は、我が國臣民の依つて以て立つべき聖訓である許りでなく、又實に世界人類の齊しく據り所となすべき天地唯一の大道を御示しなされた萬古不磨の聖典であります。これに依らずして己れを救ひ、人を救ひ、世を救ふことは斷じて出来ません。其聖旨の宏大深遠なるに至つては、世界何れの賢哲も、遠く想ひ到らなかつたものがありと確信いたします。講者の愚昧固より其深旨を窺ひ奉ることは出来ませんが、驚鈍の限りを盡し、與へられた時間に於て、せめて聖旨の一端なりと闡明し奉り、聖恩の萬一に答へ奉りたいと存ずる次第であります。

謹んで案ずるに「教育ニ關スル勅語」は、之を三段に分けて説明し奉るのが便宜かと思ひます。即ち第一段「朕惟フニ」より「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」まで、第二段「爾臣民」より「遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」まで、第三段「斯ノ道ハ」より「咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」まで、是であります。先づ最初に勅語の全文を口語體に言ひ換へて申上げて見ませう。畏くも明治天皇は其御意中を次の様に仰せ出されました。

「朕惟ふに、

祖先の神々達、天皇方の此國を肇め造らせ給うた規模は、宏く且つ遠

し。(一)

祖先の神々達、天皇方の臣民の上に植ゑつけさせ給うた恩徳は、深く且つ厚い。(二)  
一方臣民達は、御代々の神々達、天皇方に仕へ奉りて、よく忠誠を盡し、



又各自の祖先に對して、よく孝順であつた。(三)  
斯くて皇室を中心として、君民一如、億兆一心の美風を成し遂げた。

(四)  
以上が我が國體の精髓美點であつて、同時に亦教育の大本源泉でもある。(五)

と、國體の精華と教育の淵源する處を明示せられました。以上が第一段であります。明治天皇は更に大御言を續けさせ給ひ、

「爾臣民達よ、爾等は

父母には孝順に、(一)

兄弟には友悌に、(二)

夫婦は相和ぎ、(三)

朋友は信じ合ひ、(四)

己れを持すること恭儉にして高ぶらず、(五)

博愛仁慈の心を他の衆くのものに及ぼし、(六)

學を修め業を習うて智能の啓發と徳器の成就とを圖り、(七)

更に進んで公益を廣め世務を開き、(八)

いつも國憲を重じ國法に遵ひ、(九)

萬一君國に事あらば義勇を奮ひ起して君國に一身を捧げ、(十)

依て以て天地と與に窮りなき皇運を扶翼せなければならぬ。(十一)

斯くすることが取りも直さず、朕に對する忠良の臣民であり、(十二)

同時に又、爾等祖先達の遺風を彰はす所以の孝子順孫でもある。(十三)

(十三)  
と、臣民の履修すべき徳目十箇條を擧げさせられ、其總べてを忠孝に歸結せしめて御諭しなされました。これが第二段であります。天皇は



尙大御言を進めさせ給ひ、

「前に示した道(約して忠孝)は、祖先の神々達、天皇方の、次々に傳へ遺された御訓で、謂はゞ神の御訓である。(一)

此道は、朕が子孫も、有らゆる臣民も、臣民の子孫も、無條件に遵ひ守らねばならぬものである。(二)

此道は古今に通じて謬らぬもの、即ち萬世不易のもの、又國の内外を問はず、何處に施しても悖らぬもの、即ち十方無碍のもの、謂はゞ絶対の眞理である。(三)

此道を身に體得するには、拳々服膺といふ方便に頼らなければならぬ。朕躬らも拳々服膺する。爾等臣民達も拳々服膺せよ。斯くすれば道は必ず各人の身に體得せられて、徳といふものになる。君民一人残らず此徳を一つにしようではないか。それを期待するぞ。

六

(四)

と、道の由來、道に對する我等の態度、道を修得する手段方法を述べさせられ、最後に臣民への御期待を仰せ出されて、大御言を結ばせ給ひました。これが第三段であります。

三、「斯」ノ「道」

イ、道の性能

以上は「教育ニ關スル勅語」全體を口語體に言換へて、大意を通解し奉つたのであります。これだけでは、到底聖旨の存する所を領解することが出来ません。以下序を逐うて謹解し奉りたいと存じますが、先づ「道」と申すものゝ本質を領解することが、便利の様に考へますので、第三段から先に申し上げます。

七



明治天皇は勅語の第三段に於て、

「斯ノ道ハ……之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と道の性能について御示しになりました。茲に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス」と仰せられたのは、

「道は萬世不易で、古代の道、現代の道、將來の道などと、種類變化のあるべきものでなく、唯一つの道が過去現在未來を通じて儼然と存在し、何時もすらくと流通して、少しの過誤も矛盾も惹き起さぬ。」

と申す御趣旨かと拜察いたします。随つて昨日したこと、昨年したこと、幾百年前にしたこと、幾千年前にしたこと、今日から見て間違ひであり、又今日したことを、明日、明年、幾百年後、幾千年後から見て、間違ひであると指摘される様であれば、それは道に由つての行動ではありません。道に由つての行動は、縦に萬世を貫き、常に直く正しかるべき筈であり

ます。然るに世には「舊道德既に廢れて、新道德未だ成らず」とか、「新時代には新時代に相應する新道德建設の要あり」とかいふ様なことを、輕々しく口外する者がありますが、これは道の本質を辨へぬ、大きな誤見であります。

次に「之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられたのは、

「道は國の内外を問はず、如何なる場所に適用しても、すらくと流通し、決して衝突や行詰りは生ぜぬ。」

と申す御趣旨であります。随つて自分にはよいが、他の家族には悪い、我が家族にはよいが、隣家には悪い、隣家にはよいが、一村一邑には悪い、一村一邑にはよいが、社會國家には悪い、此國にはよいが、他國には悪い、此民族にはよいが、他の民族には悪い、此職業にはよいが、他の職業には悪い、此階級にはよいが、他の階級には悪い、金持にはよいが、貧乏人に



は悪い、男子にはよいが、女子には悪い、成人にはよいが、子供には悪い、學識あるものにはよいが、無學者には悪い、健康者にはよいが、病弱者には悪い、甲の宗教信者にはよいが、乙の宗教信者には悪いといふ様に、何處かで行詰りを生ずる様なものであれば、それは道に由つての行動ではありません。道に由つての行動は、横に十方に瀾り、行くとして可ならざるはない筈であります。

以上の所説を総合すれば、

「道は萬世不易であり、十方無碍である。」

といふことに歸著いたしませう。随つて道を我が身に體得すれば、一切の云爲行動萬世を貫き十方に瀾つて謬りなく、行詰りなく、不自由なく、苦勞心配なく、所謂圓通自在の自由人となり得ること、毫も疑ひありません。

此處まで説いて参りますと、直ぐ氣附くことは、道は唯一絶對で、幾つもあるものでない。といふことであります。若し道が幾つもあるものならば、道相互の間に相違點がなければなりません。既に相違の點があれば、甲の道は甲の時、甲の場所には通用するが、他の時他の場所には通用しないでありませうし、同様に乙の道は乙の時乙の場所には通用するが、他の時他の場所には通用しないでありませう。それでは、有らゆる時と場所とに通用するとは申されません。

故に明治天皇の訓へさせ給ふ道は、廣大悠久涯りなき、天地唯一絶對の大道であることが極めて明白であります。此大道が君民の間に現はるれば忠、親子の間に現はるれば孝、兄弟の間に現はるれば友、夫婦の間に現はるれば和、朋友の間に現はるれば信、皆一道の開現であります。人若し斯る大道を體得し、順逆縱横行くとして通ぜざるなしといふ



身になつたとすれば、其人の心境は如何でありませう。

「一點の雲もなく晴れ渡つた大空の様な廣大な明るさと、一方萬古搖ぎなき大磐石に腰を卸した様な安穩さ」とを感ずるに相違ありません。人生の至幸至福之に上越すものはありますまい。實は我々は心の奥深く斯る世界にあこがれ、斯る世界に住せんことを求めて居るのであります。其處に到る所以の方途を知らず、果ては斯ることを考へることにすら空想と思ひ諦め、此世を「まゝならぬ憂き世」と嘆じ、一生を苦惱煩悶の裏に送つて居るのであります。畏くも我が明治天皇は、萬民咸くを、斯る塗炭の苦しみより救ひ、人間の至大至高至深至奥の欲求を満たし給はんとて、此聖訓を下し賜はつたものと拜察いたします。有難しとも、尊しとも、我等は其言葉を知らないであります。

## 第二講 (二十九日)

### 一、勅語捧讀

(勅語本文略す)

#### 一、「斯ノ道」(前講の續き)

イ、道の由來と道に對する我等の態度

明治天皇は、勅語の第三段に於て、

「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、

と仰せられました。此聖旨を解き奉れば、

「道と申すものは、遠い／＼皇室の御祖先の神々達から、次々の神々達

天皇方に御傳へになつた神の御訓であつて、世に之をかむら惟神の道みちと申



します。人間が理智を働かして作爲した道ではない。」  
と申すことでありませう。而かも「實ニ」と申す大御言を御使用なされ  
て、其ことの極めて確實にして、寸毫の疑なきことを、力強く御斷言なさ  
れてあります。

謹んで案ずるに、道は天地宇宙の最初より存し、天地宇宙はこれに由  
つて成り、これに由つて推移變轉して居るのでありまして、人間の作爲  
でないことは申す迄もありません。人間が理智を働かして造り出し  
た思想學說など稱するものは、この既存の大道の一局部一部面を抜き  
出して構成したもので、決して道の全體ではありません。人間の理智  
がどれほど進歩しても、理智だけで、宏大悠久涯しない天地宇宙の表裏  
内外を、一時に残る限なく見通すといふことは、斷じて出来ません。故  
に思想學說と稱するものは、如何ほど周密に考慮せられたものでも、觀

點の相違から、それとは異なつた思想學說の成立を拒むことが出来ま  
せん。既に異なつた思想學說が成り立つ以上、一思想一學說が、有らゆ  
る時、有らゆる場所に適用して、圓通自在たることを得ないのは當然で  
あります。故に「古今ニ通シテ謬ラス中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられ  
る性能を具へた大道が、思想學說でないことは申す迄もなく、逆に思想  
學說が大道でないことも疑ひありません。が、思想學說を大道の一部  
面と見ることは差支ありません。故に思想學說を一面の眞理と呼べ  
ば、大道は之を全面的眞理と呼んで宜しいであります。全面的眞理  
でありますから、其中に相異なつた無數の思想學說を包含して居るこ  
とは申す迄もありません。これが時と場所とに應じて、或は甲の思想  
が發動し、或は乙の思想が發動して、常に圓通自在たることを得る所以  
であります。



随つて道を體得したものの行動は、決して一本調子でありませぬ。或時は平和主義者の如く、或場合は軍國主義者の如く、或時は利他主義者の如く、或場合は利己主義者の如く、或時は王道を謳歌し、或場合は霸道を讚美し、或時は差別階級説、或場合は無差別平等説、或時は自由主義、或場合は専制主義と、決して一方に片寄りませぬ。常に時と場所との宜しきを制し、理論に偏せず、人情に背かず、どの方面から見ても間然する所がないのであります。

次に明治天皇は、

「子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」

と仰せられました。此聖旨を解き奉れば、

「此道は前條所説の如く、尊嚴無比絶對不二の神の御訓でありますから、これに對しては、皇室の御子孫方も、臣民及び臣民の子孫達も、否の

應の、損の得の、理論がどうかうのと、我がまゝをいふことを許され  
ない。無條件に、一齊に遵ひ守らなければならぬ所のものである。」  
と申すことでありませう。これほど嚴格に仰せ出されてありますのに、又勅語渙發以降既に滿四十五年になりますのに、我々臣民は果して聖訓通り遵ひ守つて居るでありませうか。私などは茲に想ひ到るた  
びに、穴にでもはいりたい氣持がいたします。

謹んで案ずるに、遵ひ守ると申すは、我々の一舉一動を、天地の大道(約して忠孝)に歸結しつゝ、一步もそれより踏み外さぬ様、躬行實踐することでありませう。單に理智的に勅語を解釋し得たからとて、それが「遵守」でないことは申す迄もありません。この點については、聖旨傳達の重任を擔つて居る教育者諸君にも、大なる責任があることと信ずるの  
であります。今までの様なことでは、將來何年たつても、聖旨貫徹の日



は來ないであります。本當に恐懼の至りであります。

ロ、道を體得する方法及び御期待

明治天皇は、進んで道を體得する方法を御示しになりました。それは次の大御言を拜讀し奉れば、自ら明瞭であります。

「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」  
此聖旨を推測し奉れば、

「御祖先方の御胸中御精神であらせ給ふ天地の大道を、各自の身のもの、即ち徳とするには、拳々服膺といふ手續を経なければならぬ。朕躬らも拳々服膺する、爾等臣民も拳々服膺せよ。さすれば必ず大道が各自の身のものとなつて來る。そして朕も臣民も一人残らず其徳を同じにしたいものである。」  
と、御希望あらせられた様に伺はれます。

謹んで案ずるに、道は一面の眞理たる思想學說でありませぬから、如何程理智的に考察して見ても、其全體を理解することは出來ませぬ。道は知解すべきものでなく、體得すべきものであります。然らば如何なる手段方法に由つて體得すべきでせうか。それが即ち勅語に示し給ふ「拳々服膺」であります。「拳々服膺」と申す言葉は、我が國俗間には餘り聞き慣れぬ言葉であります。それ故其言葉の意義から申しませう。  
「中庸」といふ書物に、孔子の言葉として、  
「回の人となりや、中庸を擇び、一善を得れば則ち拳々服膺して、之を失はず」

と書いてあります。「服膺」の「服」は著けるとも讀み、膺は胸とも讀みますから、「拳々膺に服けて之を失はず」と讀んでも差支ありません。又「拳々」と申すは、恭敬の心を以て大切なものを捧げ持つといふ意味の言葉で



あります。故に勅語に示させ給ふ此場合に於ては、

「天地の大道(約して忠孝)に對して、恭敬の限りを盡し、寶物を捧持する  
と同様の心を以て大切に護持し、苟且カウシヤにも我がまゝの心、不遜の態度  
を取らず、從順に恭謙に遵奉し奉る」

といふのが「拳々」であり、

「常住坐臥大道に心に向け、寸時も身をそれより離さぬ」

といふのが「服膺」でありませう。但し身を大道即ち忠孝より離さぬと  
いつても、人は色々の仕事をしなければなりませんから、年が年中「忠孝」  
ばかり念じて居られるものではありません。又空念佛ソウナンボツの様に、口頭クチカサキだ  
けで忠孝を唱へて居ても、他の事を行ふ場合には、心は忠孝より離れる  
こともありませうから、本當に膺に服けて離さぬ爲には、一切の行動を  
忠孝に歸結し、こんな風にするのが上御一人の大御心に副ふ所以であ

る、こんなことをしては祖先の名を辱しめる所以であると反省しつつ、  
實踐躬行するのが、本當に大道より身を離さぬ手段でありませう。

之を要するに「拳々服膺」の四字は前に仰せられた。

「子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」

の「遵守」の二字を、更に其内容を豊富にし、一層細密に實行の手段方法を  
御示しなされたものと恐察いたします。

さて大道を身に體得する手段方法は、「拳々服膺」より外ないのであり  
ますから、我々は是非とも此聖訓を遵奉し、これを實行に現はさなければ  
なりません。特に教育者諸君は、最も意を茲に致さなければならぬ  
と思ひます。拳々服膺を如實に實行すれば、間もなく大道が其人の身  
に具現し、有らゆる行動己れによく、人によく、家族によく、隣人によく、一  
村一邑によく、社會國家によく、世界人類によく、所謂圓通自在の行動を



なし得るに至ります。これが即ち徳の人徳器の成就者でありまして、始めて明治天皇の御期待に副ふ所以の人となり得る譯合であります。而かもこれは何人でも到り得る境地でありまして、特に或選ばれた人でなければ到り得ないと申す様な窮屈なものではありません。勅語の、

「威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」

の「威」の字に注目すれば、よく其意味が窺はれます。教と申すものはこれではなければなりません。斯くてこそ人を救ひ、世を救ふことが出来るのであります。こんな有り難い聖訓を戴いて居る國民が外に又とありませうか。我等はこの聖恩に對し、何としても拳々服膺の實を擧げずばなりません。茲に潜越ながら皆様の御注意を喚び起して置きます。

### 第三講 (三十日)

#### 一、勅語捧讀

(勅語本文略す)

#### 二、「斯ノ道」(前講の續き)

イ、道を體得する方法及び御期待(前講の續き)

本日は今より滿四十五年前、長くも明治天皇が、唯今捧讀いたしました萬古不磨の聖訓「教育ニ關スル勅語」を、我々臣民に下し賜うた記念日でございます。此めでたき記念日に於て、不肖私、謹みて勅語を捧讀し奉り、且つこれが謹解をラヂオに由て放送することを得たるは、身に餘る光榮でありまして、謹みて聖恩の有り難さを拜謝し奉る次第であり



ます。

さて昨日は天地の大道約して忠孝を、吾が身のものとするには、是非ともそれを拳々服膺せなければならぬといふことを申し上げました。

拳々服膺の場合、何時でも邪魔になるのは我と申す心であります。例へば忠孝を無條件で實行するのは、いやだといふ我情、そんなことをするのは窮屈である、我がまゝ勝手に振舞ひたいといふ我欲、忠孝が何が故に然かく大切であるか、自分には他に意見があるなどと、をこがましくも、大道よりは自分の考への方が偉いと思ふ傲慢不遜の我見、こんな我がありましては、大道に對して恭謙に遵奉する氣にはなれますまい。即ち拳々が出来ないのであります。故に我々は此邪魔物たる我を捨てるのが最先の急務であります。

又忠孝を膺に服けて失はない爲には、其一舉一動、朝起るのでも、夜眠

るのでも、御飯を戴くのでも、仕事をするのでも、人と御話をするので、運動競技をするのでも、其他何でも彼でも、これで天皇陛下の御心に副ひ奉るであらうかどうか、又祖先父母の期待に協ふであらうかどうかと、一々を忠孝に歸結しつゝ行動することが大切であります。さすれば我々は常住不斷忠孝の中に呼吸し、忠孝の中に動き、忠孝の中に生活することになりますから、忠孝より離れる氣遣がありません。即ち眞の服膺が出来るのであります。斯ういふ様に一意専心に忠孝を見つめて行動することを、忠孝に精進すると申します。故に眞の拳々服膺は我を捨てつゝ精進することによつて、始めて目的を達し得るのであります。

斯ういふ風に忠孝を拳々服膺して居ますれば、いつしか忠孝と一如となり、離れようとしても離れることが出来なくなり、これが即



ち徳で、大道が身に具はつたのであります。斯る人は、其なすこと、すること、悉く事の宜しきに協ひ、中正穩健、偏せず、黨せず、決して過誤失體に陥りません。所謂古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざる行爲が生れて參ります。つまり天地の大道が其性能を發揮するが爲であります。

我が國今日の政治家、官吏、實業家、教育家、宗教家、學生生徒、其他一般の男女老幼果して一切の行動を忠孝に歸結しつゝ、眞面目に生活して居るでせうか。それとも又忠孝の御訓などはと、眼の前を過ぎる雲や烟位に心得、極めて軽く視て居る様なことはいないでせうか。

畏れ多くも大正天皇は、大正十二年「精神作興ニ關スル詔書」を下し賜ひて、

「輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕

佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル」

とまで大御心を惱まし給ひました。其原因は何處に在るでせうか。忠孝に起き、忠孝に眠る國民に、斯る弊害の起らう筈のないことは申す迄もありませんから、要するに「教育ニ關スル勅語」の聖旨が、國民に徹底しないに原由することは疑を容れません。

忠孝に關する御訓は、一切の言動を忠と孝とに歸結しつゝ、生活するといふだけのことで、極めて守り易く行ひ易い御訓であります。而かも其結果は天地の大道其身に具現して、萬世不易十方無碍行くとして可ならざるなき行動となるのでありますから、こんな有り難い御訓は他にありません。これが國民に徹底しないとは、何事でありませう。私は世の指導階級にある人々特に教育に携はる人々に對して、猛省を



請ひたいと存じます。

私は此處で徳の普遍性のことについて、一層精細に申上げる積りで、テキストにプログラムを掲げて置きました。が、時間の都合上、之を省略いたします。

#### ロ、徳の風光

忠孝を拳々服膺して居れば、何時とはなしに忠孝と一如となり、其處に天地の大道が具視し、所謂徳といふものが成立つことは、上來述べた通りであります。

さて徳が己れに成立つたかどうかは、其行動が己れによく、相手によく、家族によく、隣人によく、社會國家によく、世界人類によく、如何なる時、處位に處しても融通無碍となるに徴して知ることが出来ますが、己れ自身には、どんな心境が生れるでせうか。それを自覺することは出來

ないものでせうか。次に擧げる様な風光が心内に現はれて來たら、それは徳の成立つた證據でありますから、大切に護持せなければなりません。

徳が己れに成立ちますれば、心中何となく明るく安穩になります。明るいと申しましても、例へば闇夜にきらめく電燈や、ネオンサインの様に、他の暗さと比較しての、特に際立つた、局限された、華やかな、明るさではありません。涯てしなく、廣く大きく、物寂かな、すがすがしい、透き通つた、例へば瑠璃色に澄み渡つた秋の空の様な明るさであります。畏れ多くも明治天皇が、其御製に於て、

「淺綠澄み渡りたる大空の廣きをおのが心ともがな」  
と仰せられた、其廣き心と申されるのが、徳の風光ではないかと拜察いたします。



男女が愛欲に耽つて居る時、人が何かの娛樂に浸つて居る時なども、心中頗る明るくなります。而かも其明るさは、極めて鮮かに、際立つて居りますが、この明るさは、耽り浸らない前の暗さと比較しての明るさで、一度それから離れると、再び元の暗さに還るものであります。こんな明るさは、人を耽溺盲目に導き、甚だ弊害の多いものであります。これを徳の明るさと混同してはなりません。

徳が成り立ちますと、前に述べた様に物寂かな涯てしない明るさを感じずると同時に、又極めて恒久的な、確乎不動な安穩さを感じます。それは丁度我々が大地の上に、何等の懸念もなく晏然として暮らして居ると同様の安穩さであります。彼の久しく難航を續けて、やうやつと港に辿りつき、ほつとした時の安心や、或娛樂に耽つて、其場だけ平和な心で居られるといふ安樂さなども、成る程安穩に相違なく、且つ其安穩

感は極めて強烈であるに相違ありませんが、それはつまり、今までの不安、他所に於ける不安に較べての安穩で、恒久不變の安穩でありませぬから、一たびそれから離れると、再び元の不安に還るのは當然であります。こんな一時的其場だけの安穩は、決して徳の安穩ではありません。

要するに局部的一時的の明るさ安穩さは、強い我情我欲我見の満足から來るもの、廣大無邊、恒久不變の明るさ安穩さは、大道の具現即ち徳より來るものでありますから、我々は兩者をよく區別せなければなりません。

廣大無邊の光明に浴し、恒久不變の安穩土に住す。人生之に加ふる幸福がありませうか。天堂極樂と稱するのも、これ以外のものではありません。我々は一切を忠孝に歸結して行動することによつて、至



高至大の幸福を享け得るのであります。誰か聖訓の有りがたさに感泣せずに居られませうぞ。

高至大の幸福を享け得るのであります。誰か聖訓の有りがたさに感泣せずに居られませうぞ。

第四講 (三十一日)

一、勅語捧讀

(勅語本文略す)

二、「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」

これから勅語の第一段に戻つて解明し奉ります。これが國體の根源で、最も重大な點であります。

勅語の第一段に

「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と申す大御言が御座います。謹んで案ずるに、「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と仰せられたのは、唯年代が古い形式が堂々として居ると申すことだけでなく、何か極めて宏大悠



遠な基礎があつて、其上に國を肇めさせ給うたと申すことでありませう。宏大悠遠な基礎と申せば、萬世不易十方無碍の天地唯一の大道、それより外にはありません。國家が此基礎の上に肇造せられ、これによつて維持せられる時、それが天地に與に窮りなき繁榮を見ることは想像に難くありません。

皇祖天照大神は、皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊を此國に降し給ふ時、

「葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王とますべき地なり。

爾皇孫就いて治せ。行矣。寶祚の隆えまさんこと。天壤と與に窮

無かるべし」

と御言宣らせ給ひました。これによつて我が國の皇位は、天照大神の御末のみが踐み給ふべきものと定めさせられ、且つそれによつて皇運の御榮えが、天地と與に窮りなかるべきことを御豫言なされたのであ

ります。其御豫言は寸毫の謬りなく適中し、幾千年來愈々益々其光輝を揚げさせられて來たのでありますから、只々驚嘆の外ありません。御血統によつて皇位を繼がせ給ふことと、天壤無窮の御榮えと、どんな因果關係があるでありませうか、到底凡慮の測り得る所でありませんが、何事も合理化しないと納得し得ない現代人の爲には、因果の一端なりとも解明し奉ることが、機宜の處置かと思ひますので、少し許り其關係を述べて見たいと存じます。たゞこんな淺薄な解説が、神慮に戻る所ありはしないかと、只管恐るゝ次第であります。

一國の元首を定むる制度に(一)血統によつて定むるそれ(之を血統政治といふ)と、(二)一國の哲人を擧げて元首の位に即かしめるそれ(これを哲人政治といふ)と、二種あります。天照大神の御掟は、明かに血統政治で、支那の堯舜の禪讓制度や、西洋諸國の選舉制度などは、哲人政治に屬



するものであります。

威歴によつて自ら元首となつた者が、威歴の弛んだ時、他の有力者に篡奪せられるのは勿論であり、利害關係、主義政策の一致等によつて押立てられた元首は、利害關係が永久に一致する譯なく、又主義政策は、反對の主義政策の成立を拒むことが出来ませんから、一朝利害が衝突し、主義政策が行詰りとなりますれば、矛を逆にして反對して來るは疑ひありません。

其處で頭のよい連中が、一國に於ける才徳兼備の哲人を擧げ、それを元首と仰いだならと思ふのも萬更無理ではありません。併し至公至平、圓滿具足、神の様な哲人、國を擧げて一人残らず欽仰し奉ると申す様な哲人が、誂ひ向に何時でもあるものでせうか。孔子孟子によつて偶像化された堯舜の如きは、さも其人であるのかの様に思はれますが、其後

幾千年、支那全國に未だ一人も斯る哲人の出て來ないのを見れば、それが空想に過ぎないことが明白であります。歐米に於ける選舉制度によつて選ばれた元首の如きは、主義政策が氣に入つたからとか、才能力量が比較的優れて居るからとか申すだけで、決して哲人其人ではありません。故に常に反對者があつて、億兆一心の國家を造る能力はないのであります。

其處になると畏れ多くも我が國歴代の天皇は、悉く神そのまゝの哲人であらせられ、未だ御一方も、民の欽仰を御受けにならぬ天皇はあらせられなかつたのであります。それは何故でありませうか。淺墓な人智を以てすれば、賢人の子必ずしも賢人とはいはれない。萬一凡庸な子が元首とすれば、其國は亂れるに相違ない。それよりは既に賢人哲人と定評のあるものを擧げる方が安全であると考へるであります。



うが、血統政治が確立すれば、後繼者は悉く哲人となるでありますから、其考へ方は全く反對であります。よく考へて御覽なさい。血統政治の確立した國に於ては、元首の後繼者となるべき御方は、生れながらにして其事が確定して居ます。故に御物心が御つきになれば、「自身はやがて全國人の最上位に上るものである。他に對立競争者はない。即ち絶對者である。」といふ御自覺が生ずることは勿論であります。既に此御自覺が生ずれば、國民一般に對して、誰を憎み、誰を愛するといふ我情我欲我見の生ずる筈なく、善を見ては感心な者よと思召し、惡を見ては氣の毒な者よと思召し、決して依估の沙汰、不公平の行動は生れません。茲に人君として最も大切なる一視同仁の御仁徳が自らに生れて來るのであります。私は度々皇儲殿下御教養の任を承はつた人々から、殿下の至公至平至仁至慈の御行動につき、拜聞したことがあり

ますが、これは實に血統政治の御蔭であることを確信して疑はないものであります。我々の如き臣民に於ては、常に無數の對立競争者があつて、始終我情我欲我見を刺激されて居ますから、皇儲殿下の如く、神より授けられたまふ、少しも汚されず歪められない、素直な純潔な心情を持つことが出來ないのであります。

其他血統政治には、祖先以來の尊き御遺傳もありませうし、幼少の時より、父元首の濃かなる御親心によつての御教育御薰化もありませうし、自然と人君たるの御徳が具備せずには居られぬのであります。搗て、加へて、我が皇室に於かせられては、後に述ぶるであらう様に、聖徳長養の手段方法が完備し、間然する所がありません。随つて世に至公至平、至純至精、實際に現神現人神あきつがみあらひとがみでいらせられる御方を求むれば、世界を通じて我等の天皇以外、他に絶無なることを斷言して憚りません。



これ偏に天照大神の神勅に基づく所、大神の神智の靈明、測り知ることが出来ません。これを禪讓政治を考案せられた堯舜、其堯舜を理想とした孔孟などに比較すれば、深淺の差正に天地雲泥であります。釋迦基督なども、かゝる聖君が現實におはしまし、而も斯る聖君が無窮に續きつゝありとは、恐らく夢想だもしなかつた所と信じます。

人は何かに頼り、それと一如にならない限り、淋しくて生きて居られぬものであります。人許りではありません。天地間の有らゆる事物、皆一如によりて安定して居るのであります。我々は幼時には父母と一如となり、長ずれば結婚して夫婦一如となり、子が生るればそれと一如になり、或は業務と一如となつて、どうやら其日々々を安穩に送つて居ますが、斯る相手は、老少不常の諺に漏れず、何時相別れるか知れませんが、そして別離の悲しみは亦格別であります。そこで永久に頼み甲

斐ある相手を求め、それと一如になりたいと願ふは、人情の自然であります。これが宗教の成立の一重要原因であります。宗教者は、歸依一如の相手に困つて居るものの爲に、恒久不變性を具へ、絶大の能力を有する神佛を提供して、これに歸依信順すべく勧めます。この神佛と稱するものは、實は天地の大道のことでありますが、色も形も音も香もない大道では、ちよつと取りつき難い憾みがあります。それでこれに人間らしい性格を附加して、取りつきに便利にして居ます。終には木に金に、想像的形像を刻み、一層取りつき易くして居ます。

處が我等の天皇は、事實天地の大道をそのまゝ、御具へ遊ばされた神格者にあらせられ、其上人間としての御身心をも御持ちなされて御出でありますから、國民歸依信順の對象として、これほど適當のものはありません。成る程天皇の玉體には生死盛衰の變化もありませんが、



萬一の場合には、其後に同じ神格者たる皇儲が在おはしまし、直に御位を繼がせ給ふのでありますから、我等が皇室を恒久不變者、天壤無窮者と見奉り、これに歸依信順し奉るのは、決して不合理でありません。否、歸依信順し奉らぬものがあれば、それこそ不可思議千萬であります。

斯くの如くにして我々國民は、冥々裏に皇室に歸依信順し奉つて、心の安定を得て居ります。彼の戰場に於て傷を受けた將士が、「天皇陛下萬歳」を奉唱し、莞爾として死に就くを見ても、極めて明白であります。こんな國民は世界何處を探してもありません。天皇の現神にあらせられること、愈、以て明白であります。然もこれは天照大神の御掟、即ち血統政治によつて始めて得られる所のものであります。

其他血統政治には、元首の位に上りたがる野心家の非望を絶つ等、尙幾多數へ切れぬ効益がありませうが、今は其主なるものに止めて置き

ます。

とにもかくにも、我が皇運國運が天地と與に窮りなく彌榮えに榮えます。其所以、其根源が血統政治にあることは贅言を待ちません。有難しとも尊しとも其辭を知らないのであります。



第五講 (十一月)

一、勅語捧讀

(勅語本文略す。)

一、「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」

イ、聖徳の御長養

皇祖天照大神は、天孫瓊瓊杵尊を此國に降し給ふ時、寶鏡と御玉と御劍との神器を御授けになり、次の神勅を賜ひました。世に之を「寶鏡の聖訓」と申上げて居ます。つまり皇統を繼がせ給ふ御子孫への聖徳長養の御訓であります。

「此鏡は専ら我が御魂と爲し、吾が前を拜くが如、伊都岐奉れ。」

右は古事記の記述でありまして、日本書紀の記述は多少相違があります。併し内容にはさしたる相違がありません。

此聖訓の内容を解き奉れば、

「皇孫の尊よ。此寶鏡を忘れてはならぬ。此寶鏡を大神の御魂と心得、行住坐臥齋み清まり、崇め敬ひつゝ、我が身にかしづくがごとく、かしづき申せ。」

と申すことになるかと思ひます。茲に特に有りがたく拜せられるのは、「伊都岐奉れ」の御訓であります。いつきのいは齋み清まること、で、いみ、いむ、いまふ、いはふなどと活用させます。つまり、汚れを去ること、潔齋すること、我情我欲我見を捨てること、己れを空しくして恭敬の誠を捧げること、至純至精の心となること、即ち拳々でございます。いつきは著き、傳きでありまして、身心を御鏡即ち天照大神の御魂より離



さぬこと、即ち服膺でございます。それ故いつくの語に齋、拜、祭等の漢字を當ひ用ひます。我々が神を拜する時の心境を想ひ合はすれば、略其一端を想像することが出来ませう。

我が歴代の神々達天皇方は、此聖訓を畏み、これが御實行を一日として懈らせ給ふたことがありません。それは明治天皇が

「神風の伊勢の宮居を拜みての

後こそ聽かめ朝まつりごと」

と仰せ出された通り、萬機を知し召されるにしても、先づ天照大神の御魂をいつき奉らせ給ふことを御先となされ給うたのであります。

前にも申し述べた通り、修養の唯一方法は拳々服膺であります。これさへ真面目に實行すれば、我々如き我情我欲我見に汚れぬいたものでも、何時とはなしに、至純至精、至公至平、神より授けられた其まゝの神

心に還ることが出来るのであります。まして一國の絶對者として、最初より少しも汚れず濁らせ給はぬ天皇方が、彌が上に神そのまゝの御心とならせ給ふことは、少しも疑ひありません。これが歴代の天皇御一方も現神であらせ給はぬ御方のない所以でございます。それにしても天照大神の御用意の周到さ、神智の靈明さ、本當に我々の測り得ない所でございます。

歴代の神々達天皇方は、斯る神心を以て常に萬民に臨ませ給ひました。其御政治が何時も公平無私、悉く事の宜しきに適ひ、嘗つて愆らせ給ふことのなかつた所以も、略推測し奉ることが出来ると信じます。我が國では政治をまつりごとと申して居ますが、これは神をお祭りすること、神心を拳々服膺すること、それが取りも直さず政治であることより出たものと存じます。祭政一致は實に我が國政治の根幹であり



ます。

### ロ、御恩徳の深厚

以上申述べました所を総合して考へれば、聖徳の如何に尊く、又臣民の上に注がせ給ふ恩徳の如何に深厚なるかを推知することが出来ませう。即ち我々は、宏大無邊恒久不變の御恩徳の中に、日々を生活して居るのであります。他國の君主が、時に租税を輕減し、時に災厄貧窮を救恤し、時に鰥寡孤獨を救濟せられたる様な（それも結構ではあります）一時的局部的の恩徳などは比較を絶して居るのであります。唯其恩徳餘りに宏大であり、又餘りに恒久である爲、却つてそれを恩徳と意識しないこと、例へば太陽や大地の恩恵を恩恵と意識しないのと同様であります。併し其意識しない所に、愈、以て恩徳の深厚さを知るのであります。

### 三、克ク忠ニ克ク孝ニ

皇恩の宏大悠遠至深至厚なること、上來述べ來た通りでありますから、我々は知らず識らず皇室を崇敬の目標と仰ぎ奉り、忠誠を盡し奉らずには居られません。我が國民性が常に忠誠無比なる所以も、實に茲に胚胎して居るのであります。

特に我が皇室と我々臣民とは、元々同一血族に出で、皇室は其宗家であらせられ、我々は其分家であつた關係上、我々祖先が皇室に仕へ奉ることは、即ち子が親に仕へる所以で、忠と孝とに區別はなかつたのであります。「義は君臣にして情は父子なり」といふ忠孝一本の事實及び信念は、斯くして生れたのであります。之を彼の「君に事ふるに、三たび諫めて聽かれざれば去る」と申す様な、極めて冷淡稀薄な關係とは、全



然趣を異にして居るのであります。祖先既に斯くの如く、其子孫亦能く其傳統を守り、以て今日に及びましたから、皇運國運彌榮えに榮えて窮る所を知らないのは當然であります。其後幾多新附の民もありませんが、何れも皆此和かな君民一如の雰圍氣中に溶け込み、悉く忠良の臣民と化し、皇運の扶翼に、重要な役割を演じ、又現に演じつゝあるのであります。

#### 四、億兆一心

右の通りでありますから、我が國は皇室を中心として、横に君民一如、縦に祖孫一如、即ち億兆一心の強固なる國家となつたのであります。國家は之でなければ完全な國家とは申されません。他の諸國の如きは、何れも我情我欲我見によつて成立つた國々でありますから、國內に

は何時でも相當多數の不平者反對者を含み、億兆一心の國家とはなりません。我が國に於ても、國民相互の間には、我情我欲我見の衝突もあり紛擾もありますが、一朝君國に事ある時は、利害感情を忘れ、主義意見を捨て、打して一丸となり、身命を賭して君國に盡瘁し、億兆一心の元に還ります。其根源を釋ぬれば、一に萬世一系の血統政治に基づくのでありますから、實に有難いことでもあります。

併し中には、

「成程それで強固な國家の成立つことは分つたが、世界に斯る國家のみが成立つたら、國際間の衝突は一層激烈深刻となるではあるまいか。」

と懸念する者があるかも知れませんが、併しそれは無用の心配であります。至公至平、神そのまゝの御心を持たせ給ふ大君が、自國さへよけ



ればよい、他國はどうでもよい」と申す様な排外的行動に出でさせ給ふ道理は斷じてありません。宣戰の詔勅、近くは國際聯盟離脫の詔勅を拜し奉つただけでも、その事がよく分りませう。

私は、世界各國が一日も早く、我が國體の眞髓に徹し、國體を改め、完全なる國家となることを切望して止みません。世界の趨勢を斯く導くことは、實に我が國の國際的一大使命であります。差當り新興滿洲國を助けて、完全な國家を成立せしむることは、目下の急務でありませう。是獨り日滿兩國の幸福なるのみならず、延いて世界を現在の暗黒より救ふ所以の根本策と存じます。徒に王道霸道の別を立て空想的堯舜政治に憧あこがれるが如きは、大なる誤解と信じます。

## 第六講 (十一月)

### 一、勅語捧讀

(勅語本文略す。)

#### 二、「國體ノ精華」

上來の説明によつて、我が國國體の精髓美點は自ら明瞭であります。尙念の爲箇條書に約して申し上げます。

- 一、我が國の肇造は、天地の大道そのものの具現たる、天照大神の神智によつてなされたること。
- 二、大神は其神智によりて、大神の御末のみが此國の皇位繼承者たるべしとの御掟おきてを立てさせ給ひしこと。



三、右の御掟の功德によりて、皇位繼承者をして自らに完全無缺の君徳を具へさせ給ひしこと。

四、大神は更に「寶鏡の御訓」を下し賜ひて、皇位繼承者の聖徳を彌が上に長養させ給ひしこと。

五、斯くして大成せられたる神そのまゝの君徳は、深く臣民の心に浸潤し、求めずして忠誠無比の臣民たらしめしこと。

六、我が國民の忠と孝とは、一本にして二にあらざること。

七、斯くて君民一如億兆一心の美果を結び、天壤無窮の皇運國運を將來せしこと。

これであります。

## 二、「教育ノ淵源」

我が國體の精華は、以上列擧の要點によつて、略領解し得られたことと信じます。教育が此要點に立つて施さねばならぬことは、申すまでもありません。これ實に「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せられた所以と拜察いたします。

若し教育が、單に個人としての身體を練り、個人としての智能を磨き、個人としての徳性を養ふ所以にのみ偏して行はれるならば、それによつて養成せられたる人々は、競争場裡に立ち、優勝者となるには適當するか知れませんが、それでは完全なる國家を形成する所以でありません。完全なる國家が成立しなければ、如何に優れた力量を有する個人であつても、應ては劣敗苦惱の地に陥らなければなりません。これ個人主義教育に對して、國家主義教育の盛んに唱道せられる所以であります。併し如何に國家主義の教育だからとて、個人の利益を悉く國家



にのみ捧げることは出来ずまい。若し強ひて之をなせば、獨り人情に悖るばかりか、却つて個人の生存を脅かし、國家としても優良な國家とならないことは明かであります。處が一切を忠孝に歸入する教育は、其根源を天皇の神心即ち不偏不黨圓滿具足の天地の大道に發して居るのでありますから、前兩主義の様な錯誤に陥る恐れはありません。例へば忠孝を省みる時、如何に金儲けしたいからとて、詐欺偽瞞の手段にまで出ることには出来ずまい。又儲けた金を自己の贅澤、娛樂にのみ消費することも出来ずまい。又忠孝を省る時、如何に國家の爲とは申せ、さほどの必要もないのに、自己の生存を危くする様な馬鹿げた行動に出ることは出来ずまい。自らにして中正穩健事の宜しきに協ふ行動となることは、事實の證明する所であります。忠孝教育の尊さは、實に茲に存するのであります。

又強く國家主義に依つて教育された者は、動もすれば自國の利益のみを考へ、他國の利害禍福などを省みないものがあります。日本主義などを高唱する者も、注意しないと斯る弊に陥る恐れがあります。そこで國際主義世界主義の教育を提唱する者が生ずるのでありますが、是亦決して完全なものではありません。けれども其何れの場合に於ても、天皇の御胸中を推し量り奉りて、こんなことをして陛下の神心に副ひ奉ることになるであらうか、こんなことをして父母祖先の親心に背かないであらうかと、一々神心親心に懇へて見る時、決して間違つた行爲には出得ないのであります。茲にも忠孝教育の有り難さを見ることが出来ると信じます。

其他如何なる主義の教育でも、一切を忠孝に歸結するのでなければ、中正を得ることは困難であります。勅語の御精神が此に存すること



は、第二段に於て「父母ニ孝ニ」以下の徳目を全部忠孝に御歸入遊ばれたのに考へ合せて、拜察し奉ることが出来ます。即ち忠孝を基本とする教育は、其大本天照大神の神心即ち天地の大道より發源せるもので、世の所謂何々主義などと稱する一面の眞理ではありません。有らゆる主義思想を包括せる、完全無缺の教育であるのであります。而も其實行の方法たる、極めて簡單明瞭、只一切の行動を、天皇の神心に副ひ得るかどうか、父母祖先の親心に副ひ得るかどうかと反省し、一切を忠孝に歸入しつゝ實行すればよいのであります。

こんな簡單明瞭な實行を、今日まで十分に行はなかつた國民は、其罪己れ自身にあるか、將た又教育者其人にあるか、とにかくお互に猛省せねばならぬ所と存じます。

### 三、結

### 語

以上で勅語の第一段の大意を解明し奉りました。尙續いて第二段を解明し奉るべきであります。時間の都合上省略いたします。

とにかく此六日間に亘り解明し奉つた所によつて、

- 一、我が皇室が如何に神聖におはしますか。
  - 二、我が國體が如何に尊嚴であるか。
  - 三、此國に生れた我々臣民が如何に幸福であるか。
  - 四、一切を忠孝に歸入しつゝ行動することの如何に大切であるか。
  - 五、「教育ニ關スル勅語」の如何に尊い有がたいものであるか。
- の一端を領解し得たことと信じます。
- それにして、斯る結果を生んだ根本は、天照大神の「此國は我が子孫



が統治すべき國である」との單簡なる御一言、及び「此鏡を拜まつき奉まつれ」との同じく單簡なる御一言にあるのであります。世界何人か完全なる國家に安住せんと願はぬ者があります。されば世界の賢哲學者思想家等は、幾千年來總がかりで、完全無缺の國家建設の考案を練りに練つて來たのであります。けれども誰一人として此御二言の眞理を發見した者がありません。日本帝國といふ現實の見本を眼前に見せつけて置いても、まだ分りません。只不思議な國よ、不可解な國民よと驚いて居るだけであります。甚だしきは、毎日此深厚なる皇恩の中に生活しつゝある我が國の學者思想家などでも、之を領解せず、却つて偏頗な我見を主張し、世を迷はす者もあるとか承ります。誠に困つたものであります。それにも拘はらず、我が皇室は尙大海の雅量を以て、それ等の人々を包容せられ、靜かに反省を御待ち遊ばされてお出の様に拜せ

られます。聖徳の如何に宏大深遠なるか、測り知ることが出来ません。茲に私は切に皆様に御願ひ申上げたいことがあります。それは今日只今より、次に申上げること、是非御實行下されたいことであります。

一、一切の行動を、忠孝の鏡即ち天皇の神心、父母祖先の親心に照らしつゝ、御實行相成りたきこと。

二、父母長上、學校の先生方は、其子女、其教へ子をして、右の趣旨に準じて實行せしむる様、指導せられたきこと。

尙其上に次の如きことを御實行下されば、一層結構に存じます。

一、身心に閑ある時は、克ク忠ニ克ク孝ニの勅語を念唱し奉ること。

(これは黙唱、聲唱どちらでも隨意であります。)

二、毎朝恭敬の至心を傾けて、此勅語を捧讀し奉り、併せて天皇陛下の



萬歲、皇運國運の無窮を祈り奉ること。  
 (皇室に於て、毎日皇祖天照大神を拜まがさせ給ふことを考へます  
 時、臣民が此位のことを實行するのは當然かと思ひます。尙事情  
 許すならば總理大臣閣下又は他の適當の御方が、毎朝之を實行し、  
 其敬虔莊重なる捧讀の聲、祈りの聲を、ラヂオに由つて全國に放送  
 して戴きたい。人心を淨化し、社會を感化する功德測るべからざ  
 るものがありと信じます。)

三、祖先及び父母に對して、毎朝有り難き親心を偲び、孝順を誓ふこと。  
 以上六日間に亘り、謹んで勅語の聖旨の一端を解明し奉りました。多  
 少なりとも世道人心に裨益する所ありとすれば、これ實に深厚なる皇  
 恩の致す所、今更ながら感銘に堪へません。

昭和十年十二月二十八日印刷  
 昭和十一年一月一日發行

非賣品

著者 川村理助

東京市大森區田園調布四ノ三

發行者 秋田友作

東京市中野區富士見町六〇

印刷所 長野新聞社活版部

長野市旭町乙一

印刷人 平井佐太郎

長野市東之門町三二

東京市世田谷區東玉川町

財團法人調布高等女學校内

發行所 精進少女會



終

